

# UTS (URESHINO TEACHERS SUPPORT) 教育研究会会則

## 第1章 総則

第1条 本会は、UTS (URESHINO TEACHERS SUPPORT) 教育研究会と称する。

第2条 本会は、嬉野会会員の研修および兵庫教育大学で学び、学校教育に従事する教員の世代間の伝承による教育技術および教員の資質の向上をはかることを目的とする。

第3条 本会の事務局は、嬉野会事務局内におく。

## 第2章 事業

第4条 本研究会は、第2条の目的を達するため次の事業をおこなう。

1. 研究会の開催
2. 嬉野会機関紙「嬉野」への研究成果などの情報提供
3. 兵庫教育大学との連携事業
4. その他本研究会の目的を達するための事業

## 第3章 会員

第5条 「嬉野会」会員を正会員とする。

第6条 会員は本会の主催する研究会、および本会の営む事業に参加することができる。

第7条 本会の運営費用は参加費、寄付金、その他の収入をもって充当する。

第8条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。会計処理については嬉野会の会計の規定に準ずる。

## 第4章 役員

第9条 役員は、嬉野会の役員が兼務する。

第10条 会長は、役員会を招集する。

第11条 参与は、歴代会長が就任し、会長の相談に与かる。

第12条 顧問は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。顧問は兵庫教育大学との連携について会長の諮問に与かる。

第13条 理事は、理事会を組織し本会の運営について審議する。

第14条 監査は、会計を監査する。

## 付則

1. 本会則の改正は、総会の決議による。
2. 本会則は、平成27年度 UTS 教育研究会発足日（4月1日）より施行する。